議案第３８号

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月２５日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

腎臓内科を新設するため。

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市病院事業の設置等に関する条例（昭和４２年伊丹市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「糖尿病・内分泌・代謝内科」の右に「，腎臓内科」を加える。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。